平成14年(行ケ)第127号 特許取消決定取消請求事件口頭弁論終結日 平成14年11月14日

判 日立金属株式会社 訴訟代理人弁理士 馬 高 石 橘 特許庁長官 太 被 \blacksquare 信一郎 指定代理人 俊 西 Ш 正 石 井 茂 和 同 林 信 小 同 雄 <u>=</u> 大 橋 良 同 涌 幸 井 同 史 橋 泰 同 文

1 特許庁が異議2000-72184号事件について平成14年1月30日にした決定中、特許第2983016号の請求項2、5ないし8に係る特許を取り消す、とした部分を取り消す。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

1 原告の請求

- (1) 主文1項と同旨。
- (2) 訴訟費用は被告の負担とする。
- 2 当事者間に争いのない事実
 - (1) 特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「マルチバンド用高周波スイッチモジュール」とする特許2983016号の特許(平成10年8月10日出願(国内優先権平成9年12月3日)、平成11年9月24日設定登録、以下「本件特許」といい、その発明を「本件発明」という。)の特許権者である。

本件特許につき、請求項1ないし9に対し、特許異議の申立てがなされた。特許庁は、これを異議2000-72184号事件として審理し、原告は、その審理の過程で、請求項1ないし9を、後記(4)(7)のとおりとする訂正を含む訂正の請求をした。特許庁は、審理の結果、平成14年1月30日、「訂正を認める。特許第2983016号の請求項2、5ないし8に係る特許を取り消す。同請求項1、3ないし4に係る特許を維持する。」との決定をし、同年2月16日に、その謄本を原告に送達した。

(2) 決定の理由

請求項2,5ないし8についての決定の理由は、要するに、請求項2,5ないし8に係る発明の特許は、いずれも、特許法29条2項の規定に違反して登録されたものである、とするものである。

- (3) 原告は、本訴係属中の平成14年8月26日、本件特許の出願の願書に添付された明細書の訂正をすることについて審判を請求した。特許庁は、これを訂正2002-39176号事件として審理し、その結果、平成14年10月18日に上記訂正をすることを認める旨の審決(以下「訂正審決」という。)をし、これが確定した。
- (4) 訂正審決による訂正の内容のうち、特許請求の範囲に係る部分は、次のとおりである。

(ア) 訂正審決による訂正前の本件特許の特許請求の範囲

「【請求項1】 複数の異なる帯域に対応した携帯電話に用いるマルチバンド用高周波スイッチモジュールであって、前記複数の帯域に対応して通過帯域が異なる複数の送受信系に信号を分波する分波回路を有し、前記分波回に多いであると受信系を切り替えるスイッチ回路を有し、前記分波回路は、この路及び前記スイッチ回路の伝送線路は、電極パターンと誘電体層との積層は、自己の路及び前記スイッチ回路の伝送線路は、電極パターンと誘電体層体上にパターンは、前記積層体内において、前記スイッチ回路の伝送線路用の電極パターンは、前記伝送線路用の電極パターンを挟むグランド電極の内、上側のグランド電極の上部に誘電体層を介して形成され、前記分波回路のインダクタントで電極の上部に誘電体層を介して形成され、前記分波回路のインダクタの大の電極パターンは、前記容量成分用の電極パターンの上部に誘電体層を介して形成され、前記分波回路のインダクカの電極パターンは、前記容量成分用の電極パターンの上部に誘電体層を介して形成され、前記分波回路のインダク

形成され,前記積層体の外表面には,前記複数の送受信系の共通端子,前記各送受信系のそれぞれの送信系端子,受信系端子が形成されており,もって前記携帯電話がある帯域を利用可能であるときには,その帯域に対応した送受信系のみに送信信号及び受信信号が流れることを特徴とする通過帯域の異なる複数の送受信系を扱うマルチバンド用高周波スイッチモジュール。

【請求項3】 前記積層体内において、前記スイッチ回路の伝送線路用の電極パターンは、グランド電極に挟まれた領域に形成され、前記分波回路の容量成分用の電極パターン及び前記ローパスフィルタ回路の容量成分用の電極パターンは、前記伝送線路用の電極パターンを挟むグランド電極の内、上側のグランド電極の上部に誘電体層を介して形成され、前記分波回路のインダクタンス成分用の電極パターン及び前記ローパスフィルタ回路のインダクタンス成分用の電極パターンは、前記容量成分用の電極パターンの上部に誘電体層を介して形成されていることを特徴とする請求項2記載のマルチバンド用高周波スイッチモジュール。

【請求項4】 前記積層体において、前記分波回路と前記ローパスフィルタ回路とは、前記積層体の水平方向の別領域に別れて形成されていることを特徴とする請求項2又は3記載のマルチバンド用高周波スイッチモジュール。

【請求項5】 アンテナを共用し、複数の異なる帯域に対応した携帯電話に用いるマルチバンド用高周波スイッチモジュールであって、前記アンテナを決定を有し、前記複数の帯域に対応して通過帯域が異なる複数の送受信系に信号を分波自路を有し、前記分波回路に接続され、前記各送受信系のそれで構成とこの路を有し、前記分波回路の長途に接続とし、前記分波回路の人間で構成して回路の人間であるとがで構成とし、前記分波回路体内に、改進を記電極パターンにより構成され、が記して、前記積層体の内に、では、前記積層体の外表面には、前記複数の送受信系の共通端子、前記各送ののよれ、前記積層体の外表面には、前記複数の送受信系の共通端子、前記各送ののよれ、前記積層体の各側面には、それぞれの送信系端子、受信系端子が形成され、前記積層体の各側面には、のよれぞれの送信系端子、受信系端子が形成され、前記携帯電話がある帯域にあるときには、その帯域に対応した送受信系のみに送信信号及び受信にあるときには、その帯域に対応した送受信系のみに送信信号及び受信系れることを特徴とするマルチバンド用高周波スイッチモジュール。

チモジュール。

【請求項7】 前記スイッチ回路の各送信系にローパスフィルタを有し, 積層体の外表面に形成された前記スイッチ回路制御端子からダイオードに加える電 圧により前記ダイオードを制御して,通過帯域の異なる複数の送受信系の送信系及 び受信系とアンテナとの接続を切り換えることを特徴とする請求項5又は6記載の マルチバンド用高周波スイッチモジュール。

【請求項8】 前記分波回路は2つのノッチ回路を主回路とし、該ノッチ回路の内の一つとその後段に配置されるスイッチ回路との間に、アースに接続されるコンデンサが配置され、前記積層体上に配置されたチップ素子を包囲する金属ケースが前記積層体上に配置されていることを特徴とする請求項1~7のいずれかに記載のマルチバンド用高周波スイッチモジュール。」

(イ) 訂正審決による訂正後の特許請求の範囲(下線部が訂正された箇所である。なお、訂正前の請求項4が訂正後の請求項4及び5に訂正され、訂正前の請求項5ないし8が、訂正により、順次、請求項6ないし9に訂正されている。)

ド用高周波スイッチモジュール。 【請求項3】 <u>アンテナを共用し、複数の異なる帯域に対応した携帯電話に用いるマルチバンド用高周波スイッチモジュールであって、前記アンテナに接続</u>

【請求項4】 アンテナを共用し、複数の異なる帯域に対応した携帯電話に用いるマルチバンド用高周波スイッチモジュールであって、前記アンテナに接続され、前記複数の帯域に対応して通過帯域が異なる複数の送受信系に信号を分波する分波回路を有し、前記分波回路に接続され、前記各送受信系のそれぞれに送信系と受信系を切り替えるスイッチ回路を有し、前記スイッチ回路の各送信系にローパスフィルタを有し、前記分波回路はLC回路で構成され、前記スイッチ回路はメイナードと伝送線路を主構成とし、前記ローパスフィルタはLC回路で構成され、前記分波回路のLC回路、前記ローパスフィルタのLC回路及び前記スイッチ回路の伝送線路は、電極パターンと誘電体層との積層体内に、前記電極パターンにより構成され、前記積層体の水平方向の別領域に別れて形成されており、前記ダイオードは、前記積層体の水平方向の別領域に別れて形成されており、前記を送受信系のそれぞれの送信系端子、受信系端子が形成されており、もって前記携帯電話がある帯域を利用可能であるときには、その帯域に対応した送受信系のみに送信信号及び受信信号が流れることを特徴とするマルチバンド用高周波スイッチモジュール。

【請求項5】 前記積層体において、前記分波回路と前記ローパスフィルタ回路とは、前記積層体の水平方向の別領域に別れて形成されていることを特徴とする<u>請求項3</u>記載のマルチバンド用高周波スイッチモジュール。

【請求項6】 アンテナを共用し、複数の異なる帯域に対応した携帯電話に用いるマルチバンド用高周波スイッチモジュールであって、前記アンテナを接続され、前記複数の帯域に対応して通過帯域が異なる複数の送受信系に信号を分波回路を有し、前記分波回路を有し、前記分波回路を有し、前記分波回路で構成され、前記分波回路の低周波数側はLC/ッチ回路で構成されるとともに、前記スイッチ回路にはアースに直接接続されるとし、前記ストンの電極の伝送線路のLC回路で構成とし、前記ストンの電極の伝送線路でより、前記ストンと誘電体層との積層体内に、前記スターンと対り、前記コンデンサの電極パターンとにスルートにより、前記コンデンサの電極パターンとにスルートにより、前記コンデンサの電極パターンとにスルートにより、前記は、前記コンデンサの電極パターンとにスルートにより、前記が表面には、前記を受信系の共通端子が下で表しており、前記を受信系の表別で表面には、前記を受信系の共通端子が形成され、前記積層体の各側面には、対表面には、前記複数の送受信系の共通端子が形成され、前記積層体の各側面には、対表面には、前記複数の送受信系の共通端子が形成され、前記積層体の各側面により、対表面には、前記複数の送受信系の共通端子が形成され、前記積層体の各側面により、受信系端子、フィッチョンド端子が形成され、方記積層体の各側面に帯域によりないまでは、その帯域に対応した送受信系のみに送信信号及び手間であるときには、その帯域に対応した送受信系のみに送信信号及び手間であるとき特徴とするマルチバンド用高周波スイッチモジュール。

【請求項7】 アンテナを共用し、複数の異なる帯域に対応した携帯電話に用いるマルチバンド用高周波スイッチモジュールであって、前記アンテナに接続

【請求項8】 前記スイッチ回路の各送信系にローパスフィルタを有し、積層体の外表面に形成された前記スイッチ回路制御端子からダイオードに加える電圧により前記ダイオードを制御して、通過帯域の異なる複数の送受信系の送信系及び受信系とアンテナとの接続を切り換えることを特徴とする<u>請求項6又は7</u>記載のマルチバンド用高周波スイッチモジュール。

マルチバンド用高周波スイッチモジュール。 【請求項9】 前記分波回路は2つのノッチ回路を主回路とし、前記ノッチ回路の内の一つとその後段に配置されるスイッチ回路との間に、アースに接続されるコンデンサが配置され、前記積層体上に配置されたチップ素子を包囲する金属ケースが前記積層体上に配置されていることを特徴とする<u>請求項1~8</u>のいずれかに記載のマルチバンド用高周波スイッチモジュール。」 3 当裁判所の判断

上記当事者間に争いのない事実によれば、決定当時の本件特許の請求項2,5 ないし8については、特許法29条2項の規定に違反して登録された特許であることを理由に特許を取り消した決定の取消しを求める訴訟の係属中に、当該特許に係る特許請求の範囲の減縮を含む訂正の審決が確定したということになり、決定は、結果として、判断の対象となるべき発明の要旨の認定を誤ったものとなる。この誤りが上記各請求項のいずれについても決定の結論に影響を及ぼすことは明らかである。したがって、決定中の上記各請求項に係る部分は取消しを免れない。4 以上によれば、本訴請求は理由がある。そこで、これを認容し、訴訟費用の負担については、原告に負担させるのを相当と認め、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法62条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官	Щ	下	和	明
裁判官	設	樂	隆	_
裁判官	阳	部	īF	幸